

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.32
【根拠条文】	法第27条の26第2項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 月岡 崇
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成26年12月15日
【提出日】	平成26年12月22日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと、および株券等に関する担保契約等重要 な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社サンドラッグ
証券コード	9989
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	パミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成9年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 河相 早織
電話番号	03-3288-7000

## (2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資
--------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,735,497
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,735,497
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,735,497
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年12月15日現在)	V	67,165,592
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.58
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.84

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド、オービス・エスアイシーエーヴィー・ジャパン・エクイティ・ファンド及びオービス・エスアイシーエーヴィー・ジャパン・コア・エクイティ・ファンド間の2002年11月29日付投資一任契約(修正・再表示)

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
---------	----------

氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成1年11月22日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 河相 早織
電話番号	03-3288-7000

## (2) 【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資
--------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,292,495
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,292,495
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,292,495
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年12月15日現在)	V	67,165,592
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.75

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・グローバル・エクイティ・ファンド・リミテッド間の1989年12月13日付投資一任契約、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オブティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約、グローバル・エクイティ・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・エスアイシーエーヴィ間の2004年9月20日付投資一任契約、オービス・グローバル・エクイティ・ファンド(オーストラリアで登記されている)に関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びエクイティ・トラスティー・リミテッド間の2005年6月28日付投資一任契約、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド、オービス・インベストメント・マネジメント・(ルクセンブルク)・エスエー及びオービス・エスアイシーエーヴィ間のインターナショナル・エクイティ・ファンドに関する2014年4月1日付ポートフォリオ管理業務契約、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド、オービス・インベストメント・マネジメント・(ルクセンブルク)・エスエー及びオービス・オーイーアイシー間のグローバル・エクイティ・ファンドに関する2013年12月13日付ポートフォリオ管理業務契約並びにオービス・インスティテューショナル・ファンド・リミテッド(元オービス・アクセス・リミテッド)、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド、オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド及びオービス・アセット・マネジメント・リミテッド間のオービス・インスティテューショナル・グローバル・エクイティ・ファンドに関する2004年1月1日付管理契約(及びその後の修正を含む)</p>
--

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド  
(Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
- (2) オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(Orbis Investment Management Limited)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,027,992
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,027,992
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,027,992
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年12月15日現在)	V	67,165,592
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.59

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
オービス・インベストメント・マネジメン ト・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)	1,735,497	2.58

オービス・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)	3,292,495	4.90
合計	5,027,992	7.49